

改正

平成6年3月9日規則第3号

平成16年6月14日規則第35号

平成18年7月1日規則第43号

平成26年3月31日規則第16号

平成28年3月28日規則第10号

朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年朝霞市条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 条例第3条第2項に規定する受給資格の認定を受けようとする者は、在宅重度心身障害者手当支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、受給資格を認定し、申請者に対して在宅重度心身障害者手当支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(所得審査等)

第4条 条例第3条第1項ただし書に規定する者に係る在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）の支給については、1月分から7月分までの手当にあつては前々年の所得に基づく住民税により、8月分から12月分までの手当にあつては前年の所得に基づく住民税により審査するものとする。

2 受給者は、前項の規定による審査を受けるため、毎年度市長の定める時期に在宅重度心身障害者手当所得状況届（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、住民税課税台帳を閲覧することに同意があり、所得状況が確認できるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による審査をしたときは、在宅重度心身障害者手当所得審査結果通知書（様式第4号）により申請者又は受給者に通知するものとする。

(届出)

第5条 条例第4条第2項による届出は、在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届（様式第5号）による。

（支給時期等）

第6条 手当は、毎年度9月、3月の2期に分けて支給する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。
- 2 朝霞市重度心身障害児手当支給条例施行規則（昭和48年朝霞市規則第9号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則により受給資格の認定を受けている者は、その者から障害者本人に氏名を改めることにより、この規則による認定を受けている者とみなす。この場合において、市長は、この規則第3条の規定による通知をしなければならない。

附 則（平成6年規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成16年規則第35号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第16号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月28日規則第10号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。（後略）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。